

鴻巣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

鴻巣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年鴻巣市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。